旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年３月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社キャラバン・ワールド　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6700号　④株式会社キャラバン・ワールド　東京都新宿区下落合三丁目12番13号　代表取締役　松尾直久　⑤本社営業所　東京都新宿区下落合三丁目12番13号　⑥平成25年９月19日　⑦平成27年２月４日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社プライムインターナショナル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4168号　④株式会社プライムインターナショナル　東京都渋谷区恵比寿一丁目13番10号　代表取締役　関口久美子　⑤本社営業所　東京都渋谷区恵比寿一丁目13番10号　⑥平成９年３月４日　⑦平成27年２月13日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

Ａ　①有限会社スタートラベル　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－383号　④有限会社スタートラベル　神戸市西区学園西町七丁目３番地727－408　代表取締役　佐脇重仁　⑤本社営業所　神戸市西区学園西町七丁目３番地727－408　⑥平成８年１月５日　⑦平成27年２月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①カイハツ旅行株式会社　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３－327号　④カイハツ旅行株式会社　会津若松市大町一丁目10番14号　代表取締役　越前重親　⑤本社営業所　会津若松市大町一丁目10番14号　⑥平成22年２月３日　⑦平成27年２月２日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社リバーズ　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－751号　④有限会社リバーズ　印西市小倉台四丁目１番地２棟504号　代表取締役　平川典子　⑤本社営業所　印西市小倉台四丁目１番地２棟504号　⑥平成18年３月27日　⑦平成27年１月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社日交トラベルサービス　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－564号　④有限会社日交トラベルサービス　鴻巣市箕田926番地　代表取締役　増田貴之　⑤本社営業所　鴻巣市箕田926番地　⑥平成３年５月10日　⑦平成27年２月12日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①アウトドア旅行社　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３－612号　④柳田幾春　石岡市石岡2598番地１　⑤本社営業所　石岡市石岡2598番地１　⑥平成23年10月17日　⑦平成27年１月26日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ミロ・ツーリスト　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２－279号　④有限会社ミロ・ツーリスト　水戸市西原一丁目13番45号　代表取締役　讃岐誠　⑤本社営業所　水戸市西原一丁目13番45号　⑥昭和59年５月23日　⑦平成27年１月20日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①淡海ツーリスト株式会社　②第２種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第２－213号　④淡海ツーリスト株式会社　長浜市高月町落川35番地２　代表取締役　片山敏晴　⑤本社営業所　長浜市高月町落川35番地２　⑥平成18年７月26日　⑦平成27年２月10日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①サパナ　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３－215号　④浅原明男　大津市石山寺辺町221番地の８　⑤本社営業所　大津市石山寺辺町221番地の８　⑥平成19年２月２日　⑦平成27年１月27日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社コスモツーリスト　②第２種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第２－246号　④有限会社コスモツーリスト　津山市市場1331番地　代表取締役　芦田正之　⑤本社営業所　津山市市場1331番地　⑥平成６年２月７日　⑦平成27年２月７日　⑧220万円　⑨1100万円

以上９件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 27 年３月 11 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①グロブナー・ファンド・マネジメント・ジャパン・リミテッド　②東京都知事⑵87514　③日本における代表者　木原信也　④東京都港区赤坂１－12－32アーク森ビル24階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦英国領バミューダ、ハミルトン、ビクトリアストリート22、キャノンズコート　東京都港区赤坂１－12－32アーク森ビル24階　グロブナー・ファンド・マネジメント・ジャパン・リミテッド　日本における代表者　木原信也